

府中市一般廃棄物処理基本計画 (素案)

(基本理念・方針、施策、生活排水)

令和4年7月

府中市

目 次

第3章 ごみ処理基本計画	1
3.1 基本的な枠組み	1
3.2 ごみ処理基本計画の目標値	3
3.3 施策体系	4
3.4 計画の推進体制	11
第4章 生活排水処理基本計画	13
4.1 生活排水処理の現状	13
4.2 生活排水処理基本計画	15

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 基本的な枠組み

3.1.1 基本理念

循環型社会とは、環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なく、有効に使うことによって廃棄されるものを最小限に抑える社会をいいます。本市は、平成26年10月に「市民協働都市」を宣言しているほか、令和3年11月にゼロカーボンシティを表明しています。今後も市民・事業者と協働し、より一層の環境負荷低減に努めることとし、これまでの施策とその成果を踏まえ、引き続き3Rの推進・各主体間の連携に取り組み、市民・事業者・行政の協働による環境負荷の少ない“循環型都市『府中』”をめざします。

市民は、日常生活の中でごみの減量や分別等を、事業者は、事業活動で発生するごみの減量・資源化及び適正処理に努め、市は、すべての市民・事業者が循環型都市づくりに参加できるように、必要な基盤やルールを整備し、参加と連携を促します。このように、それぞれが行動し自らの役割を果たすとともに、製品の製造から流通・消費・廃棄に至る様々な過程において各主体が協働することで、更なる3Rの展開や課題解決を図ります。

市民・事業者・行政の協働による
環境負荷の少ない“循環型都市『府中』”

なお、本市の目指す“循環型”は以下のとおり、3Rの考え方に基づき「発生抑制」「再使用」「再生利用」の優先順位で、天然資源の投入をできるだけ抑制し、最終処分量をゼロにするとともに、どうしても燃やさざるを得ないごみについては、多摩川衛生組合等と協力して焼却余熱の発電利用などエネルギーとしての活用を進め、適正に処理していく社会とします。

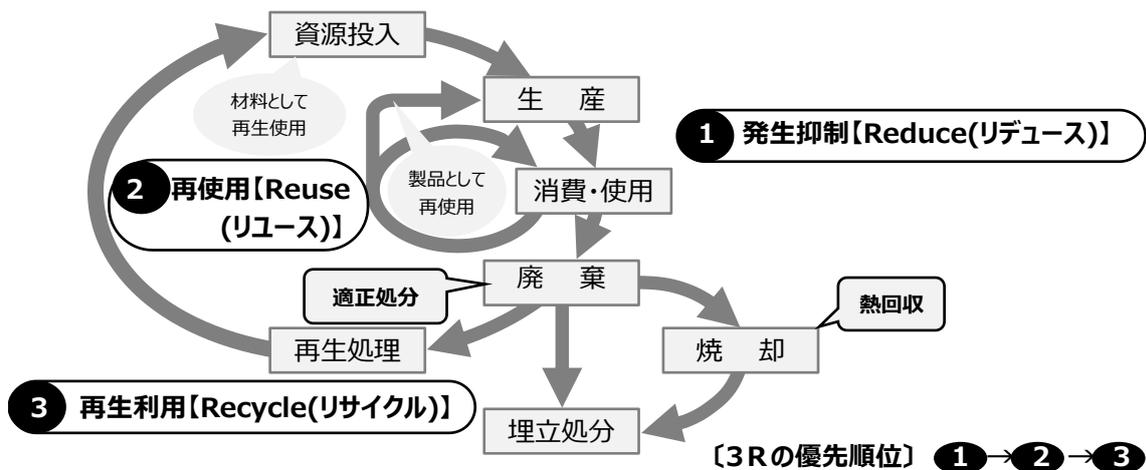


図 3-1 本市が目指す循環型のイメージ図

3.1.2 基本方針

“循環型都市『府中』”の実現に向けた本計画における基本方針は、次の3つとします。

1. “もったいない”の心で、発生抑制と再使用の推進

ごみ量が停滞している現状に鑑み、“ごみそのものを発生させない”ことを重視し、1人1人が“もったいない”の心を持って日常生活や事業活動を見直す行動につながられるよう、3Rの中でも優先順位の高い2R（発生抑制・再使用）の取組を推進していきます。

2. “ごみ”から“資源”へ、さらなる資源循環への取組み

発生抑制・再使用を進めてもどうしても排出されてしまうごみについては、資源として分別し、可能な限り資源化を進めます。資源化に当たっては、地域での取組みや事業者と連携した取組み等についても積極的に推進することで、さらなる資源循環を目指します。

3. 安定的・効率的なごみ処理体制の確保

快適で安全な生活環境を維持するため、環境負荷やコストの低減等の多様な視点から、ごみや資源物の安定的・効率的なごみ処理体制の確保を図ります。また、大規模災害等の非常事態時における適正処理体制の確保等にも努めていきます。

3.2 ごみ処理基本計画の目標値

R3 年度実績値が確定次第、
検討・提示予定

3.3 施策体系

施策体系を以下に示します。また、施策の内容を次頁以降に示します。



図 3-2 施策体系

3.3.1 “もったいない”の心で、発生抑制と再使用の推進

(1) 生ごみの発生抑制の推進

水分の多い生ごみの重量を減らすため、イベント時等の水切りネットの配布を始めとした啓発により、水切りを推進します。

また、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入についての補助制度を継続し、より資源循環の効果が高いコンポストを積極的にPRしていきます。さらに、家庭内での生ごみ処理を継続してもらうよう、生ごみ処理の実践方法の啓発を行うなど、地域ごみ対策推進員などの協力を得ながら、市民参加による取組の継続と拡大を進めます。

なお、生ごみ処理機貸出事業により、購入を検討している方や処理機による減量効果を試してみたいという方へは貸出を行うことで、利用者の拡大を図ります。

(2) 食品ロスの削減の推進

食品ロスの削減に向けて、調理時・買い物時など日常生活で取り組むことができることを、「食を知る・楽しむ」視点も入れつつ、PRや広報を様々な媒体を通して実施します。また、外出時の食品ロス削減に向け、全国的な食べ残しを減らす運動「30・10運動^{※1}」を推進するとともに、飲食店に対しては、量より質を重視したメニューや小盛りメニューの提供、食べ残しの持ち帰りへの対応等について、「府中市食べきり協力店制度」も活用し、働きかけを行います。

また、市民や事業者に向けて、フードドライブ、フードシェアリングサービス及びフードバンク活動^{※2}について、その仕組みや市内及び近隣での実施情報を広く周知するとともに、フードドライブについては市でも定期的実施していくこととし、市民等への参加協力を促します。さらに、「手前どり」に関するポップ作成を検討するほか、余剰食品を持ち寄っていただいた方へのインセンティブ（動機付け）について、他事例を参考にフードドライブ事業スキームを検討していきます。

※1：食べ残しが多くなりやすい宴会時において、最初の30分、最後の10分は席に座って食事を楽しみ、食べ残しを減らす運動。

※2：食品としての品質には問題ないものの、さまざまな理由で廃棄される食品の寄付を募り、必要とする団体組織や家庭に無償提供する活動。

(3) 容器包装材等の発生抑制の推進

市民に対しては、ばら売り・量り売りでの商品購入など、容器包装材の発生抑制の取組を呼びかけます。また、マイ箸やマイボトル等の使用についても呼びかけることで、不要なカップやカテラリー等を断ることによる販売店でのごみの発生抑制を促します。

また、販売事業者に対しては、市内の店舗と協議を行いながら、ばら売りの推進やレジ袋の軽量化など容器包装使用量の削減や、詰め替え容器や再生品、エコマーク商品など、環境に配慮した商品の積極販売を促します。削減の働きかけの対象となる店舗は、スーパーマーケット等の大型店や商店会などから始め、徐々に拡大します。

その他、「量り売りに取り組んでいる」、「詰め替え容器、再生品を多く販売」や「ごみが少ない売り方」といった市民や事業所に有益な情報について、積極的なPRを継続します。

(4) PR・広報の充実

引き続きごみ広報紙「府中のごみ」の発行や市ホームページの更新などに取り組み、ごみに関するPR・広報の充実を図ります。なお、年齢層・ライフスタイル等に応じたきめ細やかな情報提供を目指し、近年導入したアプリ運用の見直しや情報媒体の幅広い活用についても検討していきます。また、転入者に対しても確実に必要な情報が届くよう、他部署と連携していきます。

さらに、これまでは、市民の行動を変えるきっかけの1つとしてマイバッグ持参運動がありましたが、今後はこれに変わる市民が取り組みやすいキャンペーン等についても積極的に検討していきます。

(5) 将来世代への環境教育の実施

次世代の育成を目的とした環境教育として、学校での出張説明会、各種コンクールなどを継続します。これらについては、児童・生徒にも分かりやすく、興味が持てるよう工夫するとともに、対象の拡大についても検討してきます。併せて、府中市リサイクルプラザの見学受け入れも継続し、目で見て学ぶ機会を充実させていきます。また、新しいリサイクルプラザにおいては啓発スペースを新たに設置し環境教育の拠点として利用するほか、現府中市リサイクルプラザと同様に見学受け入れを継続していきます。

また、地域ごみ対策推進員などのごみ減量を率先して実践する市民が、市が実施する出前講座等を積極的に呼び掛けるなど、取組の拡充を図ります。

さらに、リサイクルフェスタや各文化センターの地域まつり、府中市民協働まつりなど既存の取組を、必要に応じてオンライン開催・参加を含め引き続き実施していきます。

(6) 地域ごみ対策推進事業の推進

地域ごみ対策推進員を引き続き各地域の3R推進のリーダーとして位置付け、本市と推進員が連携してごみ減量と分別徹底、集団回収の拡充、まちの美化を含めた不法投棄対策等の活動を推進します。

また、推進員に対する研修の充実を図るとともに、研修を効率的に実施すべく、各地域の代表者に学んでもらい、それを地域で広めてもらうような流れの構築を目指します。

(7) 民間事業者と連携したリユースの推進

令和3年度には株式会社ジモティーとリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結しており、利用者の拡大に向けて市民への周知を継続し、粗大ごみ等のリユースを推進していきます。

また、そのほかの民間事業者とも連携し、利用可能な品の交換・販売活動の支援等について検討していきます。

(8) 事業系ごみの排出指導の徹底

延べ床面積1,000m²以上の事業用大規模建築物（令和3年度時点で約200事業者）に対しては、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付けて

おり、引き続き同計画書に基づく立入調査などを活用しごみの減量を促します。また、より効果的な指導等を行うため、他事例等を参考に、立入調査対象の選定方法や調査内容などを検討します。

許可業者による収集や自己搬入を行う事業者に対しては、多摩川衛生組合と連携しクリーンセンター多摩川において搬入物検査を実施し、市指導員による排出指導を行うなど、許可業者と連携しつつごみの適正排出を促します。

少量排出事業者に対しては、登録制度を活用した実態把握を行い、ごみの減量を各事業者に促すとともに、S サイズ袋の導入を検討します。なお、登録制度については、移転・廃業時の届け出ルールや排出ルールについて見直しを図ります。さらに、住宅と併用している事業所についても、ごみ排出の区分化の徹底・指導を継続していきます。

(9) 市民・事業者の取組推進のための新たな制度の検討

更なるごみ減量・資源化の推進に向け、民間事業者を含めた関係主体とも連携しつつ、必要に応じて動機付けも含めた新たな制度について検討します。

家庭系ごみについては、管理者や家主、居住者の協力により、良好な分別排出が維持されている優良集合住宅の表彰制度等により、住民協力の重要性についても周知することを目指します。また、事業系ごみについては、積極的にごみの減量や資源化に取り組む優良事業者の表彰制度等により、取組や成果の紹介を実施し、事業者の取組を喚起するとともに市民の関心を高めることを目指します。

(10) 国や関係機関に対する要望

拡大生産者責任の考えに基づき、生産者や販売者へ流通・販売等の各段階におけるごみの発生抑制の取組や自主的な回収を促すため、他自治体や各種団体等と連携し、都や国へ要請を行います。

3.3.2 “ごみ”から“資源”へ、さらなる資源循環への取組み

(1) 分別排出ルールの徹底

ごみ情報紙「府中のごみ」やホームページ等の各種広報媒体を活用して、分別排出ルールを分かりやすく周知し、各家庭による正しいごみの排出について働きかけを継続します。特にその他雑紙、容器包装プラスチックや燃やさないごみについては、該当する分別区分や洗浄の程度等といった細かな基準について分かりやすい解説やその周知に努め、分別徹底・適正排出を促します。

集合住宅に対しては、住民の転出入が多いため、転入時の周知を徹底し、管理者・家主と十分な連携を図って、住民へ正しいごみの排出を働きかけていきます。なお、市条例による廃棄物管理責任者の選任の規定がない10世帯以下の集合住宅などについては、地域ごみ対策推進員など地域住民等と連携し、市指導員による指導を強化します。

さらに、ルール違反で排出されるごみについては、引き続きルール違反シールを貼り取り残しを行うことで改善を求め、排出者の意識改革を促します。

(2) 集団回収の拡充

集団回収については、利点や排出場所などを市民に周知するとともに、より多くの市民が集団回収を利用するための動機づくりや施策を検討し、他部署とともに連携を図りつつ持続可能な制度としての確立を目指していきます。

また、市況価格の状況等も注視しつつ、実施団体・再生資源取扱業者に対する奨励金や集団回収対象品目についても、必要に応じて見直し等を検討していきます。

(3) 店頭回収・販売店回収の利用促進

店頭回収を実施している販売事業者の情報について、より多くの市民に向けて、回収店舗や品目等を周知し、店頭回収の利用を促進します。また、新聞紙等については販売店回収を促進します。

(4) 宅配回収や処理機等貸出制度の利用促進

小型家電については、希少資源の有効活用に向けた取組の一つとして、リネットジャパンリサイクル株式会社と宅配便を活用した使用済小型家電回収に関する連携協定を締結しており、今後も利用者の拡大に向けて市民への周知を継続します。

また、剪定枝については、剪定枝破砕機の貸出事業を継続、利用者の拡大を図ります。

(5) 製品プラスチック等の新たな品目の資源化の検討

プラスチックについては、新たなリサイクルプラザの整備と合わせて容器包装プラスチック・製品プラスチックの一括回収について詳細な検討を行います。

また、新たに資源化できる品目がないかについて調査・研究を行い、実現可能性について検討を行います。

(6) 事業系ごみの分別の徹底・資源化の推進

延べ床面積 1,000m² 以上の事業用大規模建築物に対しては、引き続き再生利用に関する計画書に基づく立入調査などを活用し、雑がみや厨芥等の再生可能な品目について、民間事業者等を活用した資源化を促します。

許可業者による収集や自己搬入を行う事業者に対しては、多摩川衛生組合と連携しクリーンセンター多摩川において搬入物検査を実施し、市指導員による排出指導により、許可業者と連携しつつ分別徹底・可能な限りの資源化を促します。

少量排出事業者に対しては、登録制度を活用した実態把握を行い、分別徹底・可能な限りの資源化を各事業者に促すとともに、ルール違反で排出されるごみについては、家庭系ごみと同様、引き続きルール違反シールを貼り取り残しを行うことで改善を求め、排出者の意識改革を促します。また、古紙類などについては、事業者自らが問屋などへ持込みを行う、商店街単位で古紙回収業者に委託し資源化を行うなどの取組を促します。

分別状況については適宜確認し、問題点の把握に努めるとともに、改善に向けて必要な情報の提供等に取り組み、事業者の分別排出・資源化意識の向上を図ります。

3.3.3 安定的・効率的なごみ処理体制の確保

(1) 安全な収集運搬体制の確保

ごみ・資源物の収集運搬においては、交通法規を遵守し事故等を起こさないよう、また、ライターやスプレー缶等の危険ごみ混入による収集車両の火災や爆発事故が起きないように、収集作業員へ安全な作業の指導を行います。合わせて、市民に対しても危険ごみの分別徹底を周知し、安全なごみ・資源物の収集体制を確保します。

(2) 適正な手数料の検討

家庭ごみの有料化導入の効果については、導入後10年が経過していることから、手数料のあり方について令和4年度に府中市廃棄物減量等推進審議会にて審議した内容を基に検討した結果、●●となりましたが、今後も適宜チェックを行っていきます。

また、事業系ごみについても同様に排出状況を適宜チェックし、周辺自治体の状況等も考慮しながら、適正な収集手数料について検討を行います。

(3) 収集運搬における環境負荷の低減

国や都の脱炭素化に向けた動きに合わせて、収集運搬体制の効率化によりエネルギー消費量の低減を進めるとともに、低公害車の導入を継続し、環境負荷の低減を図ります。効率化の検討に当たっては、収集運搬に係る費用や回収量の変化等の実績を元に効率性・利便性のチェックを実施するとともに、ICT等の活用によるさらなる効率化についても、先進事例を収集した上で検討します。

(4) 資源物の持ち去り対策

警察と連携しての定期的な持ち去り防止パトロール、持ち去り禁止注意看板設置を継続し、今後も取り締まりを行っていきます。

また、関東製紙原料直納商工組合等との「古紙の持ち去り防止に関する協働・連携協力協定」により市のパトロール車両及び収集運搬車両へのステッカー貼付、集団回収に登録している回収車には市の許可を得ていることを明示する等により、車両の見分けを明確にする工夫を継続します。

市民に向けては、集団回収・販売店回収の利用や資源物の排出時間の徹底（前日や夜中にはなるべく出さず、朝8時までに出す）を周知していきます。

(5) 高齢者等への排出支援

ごみや資源物の分別排出が困難な高齢者等の世帯に対しては、福祉シール制度を活用して排出の支援を行っており、今後もこれを継続していきます。

(6) クリーンセンター多摩川の安定操業

クリーンセンター多摩川の運営は、一部事務組合である多摩川衛生組合で行っており、今後も現行の処理体制を基本に、クリーンセンター多摩川での中間処理を継続します。本市のごみの安定的処理に向けて、構成市として安定操業の働きかけを引き続き行っていきます。

(7) 府中市リサイクルプラザの安定操業と整備事業の推進

本市のごみ・資源物を安定的に処理するため、府中市リサイクルプラザにおける設備の定期点検やメンテナンスを行い、安定操業に努めます。

また、新たなリサイクルプラザの整備事業については、令和9年度からの稼働開始を目指し、各種調査や計画策定・設計等を順次進めていきます。その中で、処理の効率化やプラスチック一括回収を見据えた処理工程についても検討していきます。

(8) 処理困難物等の適正処理の推進

国が指定する適正処理困難物（スプリング入りマットレスを除く）、家電リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法に従い処理を行うもの（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫など）、各業界の自主回収品（消火器など）、中間処理施設等の受入基準に適さないもの（畳、コンクリート製品など）については、本市では処理を行うことができないため、処理業者の紹介等により、排出者へ適正な排出・処理を促します。

また、同じく本市で処理を行うことができないものが含まれる家庭から排出される在宅医療廃棄物については、高齢化の進行により今後も増加すると予想されるものの、排出者は一部であるため、対象を絞っての効率的な情報伝達方法について関係者と協議しつつ、引き続き適正排出方法等を周知していきます。

(9) 最終処分量ゼロの継続

中間処理後に発生する焼却灰・飛灰については東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設、不燃残さについては民間資源化施設における資源化を継続することで、今後も最終処分量ゼロを継続していきます。また、東京たま広域資源循環組合や東京都等との連携・協力により、エコセメントの有効利用先の安定的な確保を図ります。

(10) 不法投棄対策の推進

不法投棄が多い地域については、地域住民や警察との連携を強化し迅速に情報を得られる体制を継続するとともに、不法投棄防止パトロールや警告看板設置等の対策を講じます。連携体制については、警察、庁内関係部署（道路課、公園緑地課、環境政策課）、東京都、国、道路管理センター等の関係機関のほか、自治会、地域ごみ対策推進員などの地域との連携をどのように図っていくか検討していきます。

また、まちをきれいな状態に保つため、ごみ排出ルールの徹底とマナーの向上を継続して呼びかけるとともに、地域住民へボランティアによる清掃の協力を呼びかけ、不法投棄しにくい環境を地域全体で作っていきます。

(11) 非常事態時における適正処理体制の確保

収集運搬や中間処理等について、令和2年1月に策定した府中市災害廃棄物処理計画や府中市災害廃棄物処理マニュアル、関連する協定等に基づき他自治体や関係団体との広域支援体制を維持し、災害発生時には相互支援・連携を図っていきます。また、災害発生時の実効性を高めるために、特に地域防災計画との役割分担に係る整合や仮置場候補地等について詳細な検討を行っていきます。

さらに、新型コロナウイルス等の感染症に伴い、適切にごみの排出方法等の周知を継続していくとともに、排出されるごみの量・質の変化についても注視していきます。

3.4 計画の推進体制

3.4.1 市民・事業者・市の役割

3Rの取組は、市民・事業者・行政の各主体が自ら率先して取り組み、担うべき役割を果たさなければなりません。また、より一層のごみの減量・資源化を実現するためには、主体間における連携を図り、協働による施策を展開する必要があります。

本計画は、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協働して推進していきます。

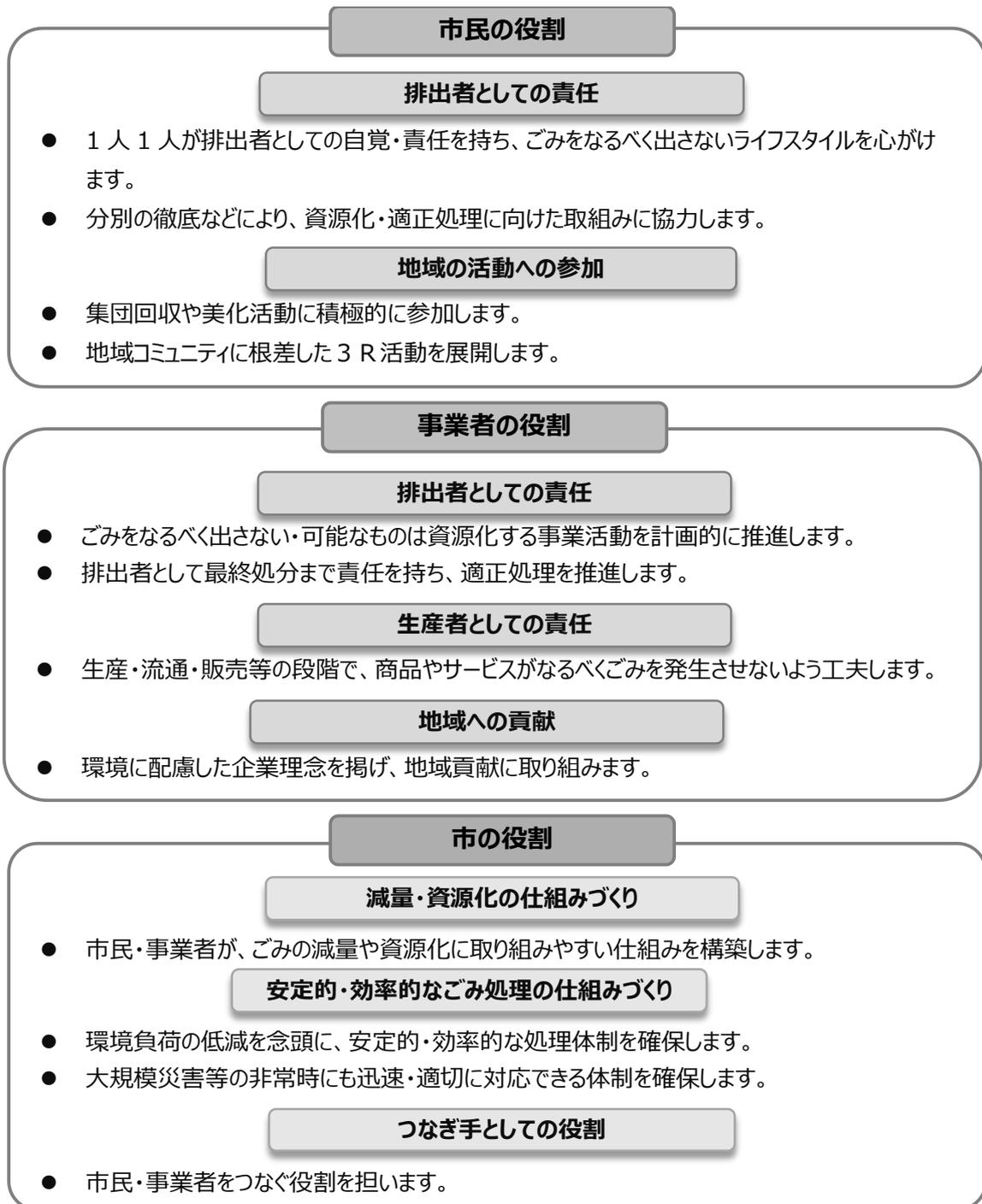


図 3-3 市民・事業者・市の主な役割

3.4.2 PDCAによる計画推進

市が行う事業については、効率性を考慮した事業運営が求められます。ごみ処理事業においても、事業に係る経費を把握し、費用対効果を踏まえた施策展開を行うとともに、これらの施策が環境負荷の低減やごみの減量に効果をもたらすよう効率的かつ効果的な事業展開を図ります。

本計画の推進に当たり、数値目標・参考指標などを用いつつ、各種施策についての進捗状況を評価・点検し、必要に応じて改善を図ります。

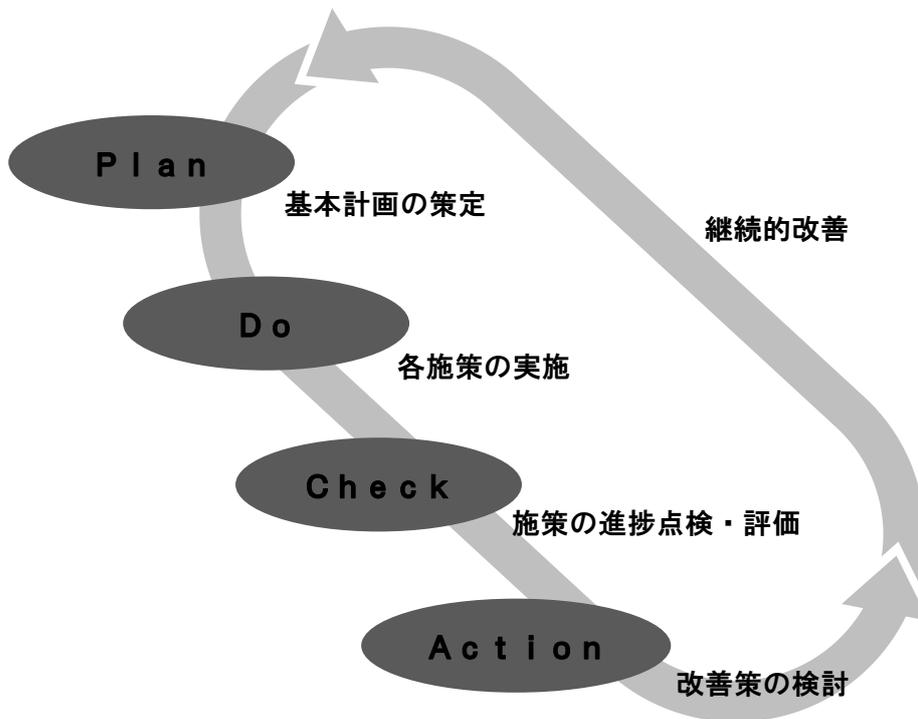


図 3-4 PDCAサイクル

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の現状

4.1.1 し尿・汚泥収集人口及び世帯数の推移

過去10年間における水洗式、くみ取り式及び単独浄化槽の収集人口及び世帯数の推移を表4-1に示します。令和2年度の世帯での水洗化率は99.9%超に達しており、くみ取り式及び単独浄化槽の使用世帯の割合は合計で0.1%未満です。

表4-1 生活排水の処理区分別収集人口・世帯数の推移

年度	区分	水洗式		くみ取り式		単独浄化槽式	
		世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
H23		118,381	251,575	45	99	8	17
	普及率	99.95%	99.95%	0.04%	0.04%	0.01%	0.01%
H24		117,068	252,438	47	88	8	13
	普及率	99.95%	99.96%	0.04%	0.03%	0.01%	0.01%
H25		118,804	253,438	39	79	8	13
	普及率	99.96%	99.96%	0.03%	0.02%	0.01%	0.01%
H26		120,219	254,893	33	66	8	13
	普及率	99.96%	99.97%	0.03%	0.02%	0.01%	0.01%
H27		121,852	257,020	33	66	8	13
	普及率	99.97%	99.97%	0.03%	0.02%	0.01%	0.01%
H28		123,623	258,886	28	59	8	13
	普及率	99.97%	99.97%	0.02%	0.02%	0.01%	0.01%
H29		124,475	259,446	27	56	8	13
	普及率	99.97%	99.97%	0.02%	0.02%	0.01%	0.01%
H30		125,713	260,597	24	50	8	13
	普及率	99.97%	99.98%	0.02%	0.02%	0.01%	0.00%
R1		126,634	260,696	22	48	8	13
	普及率	99.98%	99.98%	0.02%	0.02%	0.01%	0.00%
R2		127,040	260,270	20	41	8	13
	普及率	99.98%	99.98%	0.02%	0.02%	0.01%	0.00%

注) 端数処理の関係で合計が100%にならない箇所がある。

4.1.2 し尿・浄化槽汚泥発生量

過去10年間におけるくみ取り及び単独浄化槽からのし尿・浄化槽汚泥発生量の推移は、表4-2に示す通りです。令和2年度の発生量は合計で259kLとなっており、年々減少しています。

表 4-2 し尿、浄化槽汚泥発生量

(単位：kL)

区分 年度	一般世帯し尿	事業系し尿	浄化槽汚泥	合計
H23	126	287	36	449
H24	115	280	15	410
H25	94	269	18	381
H26	80	252	30	362
H27	72	295	15	382
H28	69	269	20	358
H29	65	282	28	375
H30	50	262	21	333
R1	52	233	26	311
R2	40	187	32	259

4.1.3 収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬方法を表4-3に示します。

表 4-3 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬方法

種類	区分	収集運搬体制	収集回数
し尿	一般家庭	委託	1回/月
	事業所等	委託	随時
浄化槽 汚泥	一般家庭	委託	随時
	事業所等	委託	随時

4.1.4 処理・処分

収集されたし尿・浄化槽汚泥は公共下水道に投入しています。

4.2 生活排水処理基本計画

4.2.1 生活排水処理計画

(1) 生活排水処理の目標と今後の処理主体

本市では、下水道の面整備が完了しています。したがって、生活排水処理は仮設便所を除き100%水洗化を目指して、すべて下水道で処理することを目標とします。

今後の生活排水の処理主体を表4-4に示します。

表4-4 今後の生活排水の処理主体

処理施設	生活排水の対象	処理主体（計画）
下水道	し尿及び生活排水	東京都及び府中市

(2) 市民に対する広報・啓発活動

本市では、完全水洗化率100%の達成を目指して、市の広報等により、非水洗化世帯への水洗化への切り替えの呼びかけ等を継続して実施します。

4.2.2 し尿・浄化槽汚泥処理量

し尿・汚泥の処理量の推計結果は表4-5に示すとおりです。

表4-5 し尿、汚泥処理量の推計

R3 年度実績値が確定次第、
検討・提示予定